

第1回 熊本市自治基本条例見直し委員会会議録概要
 日 時：平成25年12月25日（水） 午前10時～12時
 会 場：熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室
 出席者：中川委員長、澤田副委員長、岡委員、緒方委員、津地委員
 鳥崎委員、柳楽委員、仁尾委員、山下委員、吉村委員

	<p>1 委嘱状交付</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 委嘱状交付 (2) 市長あいさつ（代理：高田副市長） (3) 委員紹介 <p>※事務局紹介の後、高田副市長、原本企画振興局長退席</p>
事務局	<p>2 自治基本条例見直し委員会</p> <p>(1) 開会</p> <p>それでは、ただ今から、第1回「熊本市自治基本条例見直し委員会」を開会いたします。委員長選出まで進行を務めさせていただきます市民協働課の和田でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、配付しております資料の確認をいたします。</p>
事務局	<p>(資料確認)</p> <p>第1回熊本市自治基本条例見直し委員会次第 熊本市自治基本条例見直し委員会名簿 熊本市自治基本条例見直し委員会運営要綱 熊本市自治基本条例見直し委員会傍聴要領</p> <p>【会議資料】</p> <p>熊本市自治推進委員会からの答申の要旨 熊本市自治基本条例の見直しについて 熊本市自治基本条例見直し委員会 スケジュール（案） 政令指定都市自治基本条例条文比較表 他都市自治基本条例の見直し状況</p> <p>【配布資料】</p> <p>熊本市自治基本条例（パンフレット） 熊本市自治基本条例逐条解説 熊本市市民参画と協働の推進条例（パンフレット） 自治基本条例第39条に定める見直しに係る項目と内容（自治推進委員会答申書） 他都市の自治基本条例（川崎市、静岡市、札幌市、新潟市、北九州市） 以上が用意しております資料ですが、不足しているもの等はございませんでしょうか。</p>
事務局	<p>(2) 委員会の運営について</p> <p>それでは、次第に沿って進行させていただきます。まず、委員会の運営についてですが、お配りしております、委員会の運営要綱によりご説明させていただきます。</p>

	<p>※熊本市自治基本条例見直し委員会運営要綱に基づき下記の点について説明し委員の了承を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条：熊本市自治基本条例の見直しに関することについて協議する。 ・第4条：任期は2年以内。今回は委嘱状のとおり平成27年3月31日とする。 ・第5条：委員長、副委員長は互選により決定。 ・第6条：会議は委員長が召集し、その議長となる。 会議は委員の半数以上の出席が必要。 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。 審議に必要なときは、委員以外の者に出席を求め、説明や意見を聴き、又、書類の提出を求めることができる。 ・第7条：当委員会は、原則、公開で開催する。 会議録は、事務局が作成し、熊本市HPで公表する。 発言は録音する。
事務局	<p>(3) 委員長・副委員長選出</p> <p>次に、熊本市自治基本条例見直し委員会運営要綱第五条第一項に基づき、委員長及び副委員長の選出を行います。委員長及び副委員長は委員の互選により定めるとなっております。どなたか、ご推薦はございませんか。</p> <p>特に無いようでしたら、事務局より、委員長に中川委員、副委員長に澤田委員を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(各委員了承)</p> <p>ありがとうございます。それでは、中川委員に委員長を澤田委員に副委員長をお願いいたします。中川委員長、澤田副委員長は、席のご移動をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(委員長、副委員長が席へ移動)</p> <p>それでは、中川委員長に一言ご挨拶をお願いします。その後引き続きまして、中川委員長に進行をお願いいたします。</p>
中川 委員長	<p>(委員長挨拶)</p> <p>ただ今、ご承認いただきました、本委員会の委員長を務めさせていただきます中川でございます。事務局から説明がありましたように、自治基本条例が制定され4年が経とうとしています。本条例の規定に基づきまして、見直しを始めるための委員会と承っております。よく仏を作つて魂を入れずという言葉もございます。立派な条例が出来たと考えていますが、それをより活性化するために、見直しを行うものと考えています。第1には政令指定都市に移行し、行政区へ市民サービスの中心が移りつつあります。そういう中で、自治基本条例もより住民に密接に活用されることがあると思います。一般的には、適切かつ有効に運用、実施、適用していくためには、どのように改正していくことが必要かということ</p>

	があると思います。いずれにても、委員の皆様には、女性の方もたくさん参加していただいている。そのようなことも含めて、市民の目線から条例の活性化の為に議論をしていただければと思っております。円滑な運営ができますように皆様のご協力とご理解をお願いいたします。
中川 委員長	<p>(4) 議事</p> <p>①自治基本条例について</p> <p>それでは、これから進行は、委員長の私の方で進めさせていただきますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。また、本日の会議は、12時終了の予定となっておりますので、併せてお願いいたします。</p> <p>まずは、自治基本条例についてです。条例の見直しについて具体的な協議に入る前に、自治基本条例についての理解を深めておきたいと思います。委員の皆様においては、既に、事前配付されました資料や市のホームページなどでご確認及び承知いただいているところとは思いますが、再確認の意味で条例の構成や主な条文などについて事務局よりご説明をしていただきたいと思います。</p>
事務局	※パワーポイント資料、「熊本市自治基本条例」により事務局説明
中川 委員長	ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何かお尋ねはありませんか。何もなければ、承りましたということで、次に進みたいと思います。
中川 委員長	<p>②条例見直しの経過について</p> <p>次に、自治基本条例見直しのこれまでの経過についてです。</p> <p>当委員会は、自治基本条例第39条に規定する条例の見直しについて必要な事項を協議する委員会ですが、昨年度、条例第37条に規定する、熊本大学の上野眞也先生を委員長とする自治推進委員会において、市長の諮問により「条例第39条に定める見直しにかかる項目と内容」について協議され答申されています。</p> <p>当委員会では、この答申の内容を十分に斟酌して、それを踏まえまして、今後、議論していくことになると思います。そのような意味では、基本の方向性は与えられているものだと思います。</p> <p>まずは、自治推進委員会からの答申内容について、事務局から説明していただきたいと思います。</p>
事務局	※資料1、「熊本市自治推進委員会からの答申の要旨」により事務局説明
中川 委員長	ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何かお尋ねはありませんか。何もなければ、次に進みたいたいと思います。
中川 委員長	<p>③委員会の役割について</p> <p>次に、当委員会の役割についてです。</p> <p>条例の見直しにおいて、本委員会では何をどこまで議論してまとめていくのかという点を明確にしておく必要があります。条例見直しの全体のスケジュールも含めて、事務局からご説明いただきたいと思います</p>
事務局	※資料2、「熊本市自治基本条例の見直しについて」により事務局説明
中川 委員長	ありがとうございました。 ただいま事務局より、6回程度の委員会の役割に加えて、見直しの根拠、見直

	しの方法、組織体制、さらには条例改正のスケジュールについて説明がございましたが、何かご質問等はございませんか。
柳 楽 委 員	資料2-2-1) 委員会の役割のところの②に、「条例施行後に制定又は取扱いを整備された各種の条例や制度の現状を踏まえて、条例の見直しを行う。」とあるのですが、このバイインダーに入っている「熊本市市民参画と協働の推進条例」もその一つと思うのですが、それ以外にどのような条例があるのでしょうか。
事務局	それにつきましては、第2回目の会議の中で、条例や制度について説明をさせていただきたいと考えているところですが、一つは先ほど、副市長の挨拶にもありましたように、オンブズマンの設置、委員がおっしゃいました市民参画と協働の推進条例の制定、今年の動きになりますが、第6次総合計画の見直しが行われたり、府内の指針的な扱いとしまして、審議会の設置に関する指針、情報提供の基本的な考え方として指針、マニュアルを整備したところでございます。
吉 村 委 員	今、おっしゃったような内容は次回までに整理していただいて、委員会の前までに、いただけますでしょうか。少し勉強してから参加したいので、項目だけでも結構ですよろしくお願ひします。 それと、資料2-2-1) 委員会の役割のところの①の役割については、バイインダーに挟んでいただいている自治推進委員会からの答申書をもとに第2回目が開催されるということによろしいですね。それで、第2回目までに確認しておくことが理解できました。
津 地 委 員	基本的な部分ですが、資料2-2-1) 委員会の役割のところの①の役割にあります、自治推進委員会からの答申はどれくらいの拘束力を持つのか、それを踏まえて、当委員会でどこまで行うのか明確にしておきたいのですが。
事務局	自治推進委員会からの答申を踏まえての部分ですが、これは、答申の主旨を踏まえて、それに対して見直しについてどういった点が必要か、足りない条項などはあるのかということを検討していくことが中心ですが、それだけではなくて、その他の条文についても、市の他の条例や制度の現状を踏まえて、見直しが必要というところがあれば、併せて、検討をいただきたいということでございますので、必ずしも答申を踏まえることを限定しているということではございません。
中 川 委員長	自治推進委員会からの答申を踏まえてということではありますが、答申以外の項目についても、改正の必要がありやなしやということかと思います。
澤田副 委員長	自治基本条例は市の最高規範ということで、かなり範囲が広いわけでございますが、この自治基本条例の見直しのなかで、この委員会で議論するにあたって、逆に他の関連条例に波及してくる、関連条例の修正が必要になるという事柄が生じないとも限らないと思うのです。具体的には、市民参画と協働の推進条例などはかなり自治基本条例と被る部分がございますので、その部分をどの程度まで我々は考えたらいいのかということが良く分からぬのですが。例えば、我々が出した意見が、「それはあちらの条例の方でやります」、「それはこちらの条例の方に書いてあります」というような話になるのか、それとも、我々は自治基本条例の文言だけを見ていればいいのか、そのあたりはどちらなのでしょうか。

事務局	自治基本条例の条文に関しての見直しということが第1の視点ということかと思います。しかし、澤田副委員長が仰ったように最高規範性ということもありますので、今回の見直しに伴って他の条例の改正が必要となるということがありますならば、それは、関係課と協議をして改正の手続きを進めていただくという手順になろうかと思います。
中川委員長	今後、議論を進めていく上で、先ほど澤田副委員長よりご質問のあった最高規範性という問題がありますので、他の条例との関連性や波及性という問題がでてくるのかなと思います。 他に、ご質問などございませんでしたら、委員会の役割について、共通の認識もできたようござりますので、次の議事に進みたいと思います。
中川委員長	④委員会の進め方について 次は、「今後の進め方」です。 先ほど、事務局より条例改正のスケジュールについて説明がありましたとおり、平成26年の第3回定例会への上程ということを踏まえますと、当委員会を開催する回数にも制限があります。 また、その限られた回数で改正条例の骨子をまとめることが、この委員会に課せられました役割でもありますので、できる限り効率的に進めなければならないと思っております。 このようなことを踏まえまして、事務局でたたき台として、一応のスケジュールと主な審議事項についてまとめているようでございますので、まずはその説明をしていただき、その後、「今後の進め方」について協議したいと思います。
事務局	※資料3、「熊本市自治基本条例見直し委員会スケジュール（案）」により事務局説明
中川委員長	ありがとうございました。 ただいまの資料3のご説明について、何かご質問はありませんか。
津地委員	今のスケジュールで進んでいいかなだと思います。ただ、先ほどの答申に基づいて、いろいろな課題を踏まえた上で議論をしていくことと思うのですが、2回目、3回目で時間が足りないということも大いにあるかと思います。そのような時は、どういった対応をされるのでしょうか。
事務局	この2回目、3回目で時間が足りないというときは、最終的には9月の第3回定例会上程を目指しておりますので、それまでの間に1回加えるということを予定させていただきたいと思います。また、今の状況でもタイトな状況ですので、4回目、5回目に検討の機会をずらすということも考えながら、なるべく6回に収まるようにしたいと思いますし、議論がスムーズに行くように、資料の事前配付をきちんと行っていくようにしたいと思います。
中川委員長	5月の第5回と8月の第6回の間があいておりますので、場合によっては入るかもしれませんということだと思います。その他、なにかありますでしょうか。 それでは、今後の進め方については、資料3のとおりに進めさせていただきたいと思います。

	<p>⑤他都市の自治基本条例と見直し状況について</p> <p>続きまして、次の議題に進みたいと思います。熊本市のように、自治基本条例を制定して見直しを行っている政令指定都市、中核市がございます。いただいた資料によりますと、幅広い意味の自治基本条例と狭い意味の自治基本条例がございますが、熊本市以外では、札幌市、新潟市、川崎市、静岡市、北九州市の5市が制定をしております。これらの自治体における、自治基本条例の制定、見直し、改正の状況を参考ながら、熊本市の見直しを検討しなければならないと思います。中核市まで広げますと、自治基本条例を制定している都市は13市あります。これらの都市においても見直しを行った都市もございます。中核市から政令指定都市になりますと、行政区を置くということを中心とした制度の変更が行われますので、それに伴って条例改正を行うという契機になるわけでございます。従つて、この他都市の見直しの状況につきまして、確認しておく必要があるかと思います。事前に事務局に資料を用意していただいておりますので、ご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>※資料4「政令指定都市自治基本条例条文比較表」、資料5「他都市自治基本条例の見直し状況」により事務局より説明。</p> <p>(資料4の見方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一番左の列に本市の自治基本条例の「見出し」を、前文から順番に記載 ○塗りつぶしてある行の「見出し」は本市の条例には無いもので特徴的と思われるもの ○熊本市の条文を基準に、同内容の規定があるものについて「○」を記載 ○規定箇所が分かりづらいと思われるものには、「○」の横に「条番号」を記載 ○「()書き」には、本市の条文の内容との相違点やそれぞれの都市の特徴を記載
中川委員長	ありがとうございました。ただ今の資料4、資料5の説明に対し、何かお尋ねはありませんか。
吉村委員	資料がたくさんございまして、慣れない文章もたくさんございますので、次回までに、今日ご説明していただいた内容や、今後ご用意される新しい条例案などを、次回までに一通り目を通して自分の意見を持って参加するということでよろしいでしょうか。
事務局	<p>先ほど申し上げました自治基本条例施行後に制定された条例や、制度の説明につきましては、次回の委員会の中でご説明をしたいと思っております。</p> <p>委員の皆様には、もちろん目を通していただきたいので、原則1週間前までに送付を目標に準備をさせていただきたいと思います。なるべく早く情報提供はしたいと思っております。</p>
中川委員	今のご質問の趣旨は、今のはじめに述べた他の自治基本条例の制定内容、改正状況について、次回、委員のほうで目を通して意見を述べるということでいいでしょうかということでしょう。それは、適宜ご質問いただきたいよろしいのではないかと思います。具体的な、改正案、改正項目の議論の中で、他都市の状況についてご不明な点があればご質問いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。他に何かございませんか。

澤田副 委員長	<p>他都市の状況と見直し状況（資料5）を見せていただきますと、熊本市の特徴は自治基本条例の施行後、政令市移行をしているというのが他都市との違いですので、行政区の話は自治基本条例制定時には存在しなかったということで、そこについて改正が必要であろうと自治推進委員会からご指摘があったところかと思います。その点を当然話していくことになると思います。</p> <p>それ以外に高松市の状況で地方自治法改正に伴う文言の整理等がでてきている。自治にかかわるところで法律の改正等で自治基本条例の文言の見直し等が必要になることがあるのかないのか。法律のところになりますと委員、われわれも全部フォローするのは無理ですので、そちらあたりも事務局にて調べていただき、ここはどうしても改正が必要になるとか適宜ご提案をお願いします。</p>
事務局	<p>ご指摘のありました点については、確認のうえ改めて説明させていただきます。</p> <p>現行の条例につきまして自治法の改正などで影響があった場合は、法制室より確認、要請等があるはずでして、これまでではそういうことはありませんでしたので、これまでには影響がなかったと思われますが、再度確認しておきます。</p>
鳥崎 委員	<p>こういうことをするのは初めてでよくわからないのですが、自治推進委員会から答申を受けたものについては、何を考えるかということはわかつてきました。しかし、それ以外のことについては期間が短いため委員長と副委員長で論点整理をしていただけないでしょうか。全部をみて全部をみんなで考えるのは大変いいことなのですが、ある程度の自治推進委員会からの答申以外の部分についての論点整理をしていただけると大変ありがたいです。</p>
中川 委員長	<p>自治基本条例は全部で39条ですかね。自治基本条例の見直しですから、形の上では前文からの見直しということになるかと思います。しかし、ご案内のとおりほかのところを見ても最近では法律あるいは法律案の中に見直し規定とか修正規定をおきます。見直し規定をおくのは情勢の変化を踏まえて当然のことでもありますし、よろしいわけですが、だいたい5年ぐらいとか場合によってはもっと長い期間をおく場合もあります。</p> <p>これは澤田先生、事務局とも相談をしていかないといけないと思いますが全般についてそれぞれ逐条ごとに見直すというのは5回のあるいは6回の委員会のなかではとうてい無理だと思います。したがって今、自治推進委員会から出ております論点を中心にして、あるいはそれに関連する事項、条文規定にある程度限定されざるをえないのではないかと思います。せっかくの機会ですから、委員の目線、あるいは市民の目線でどうしてもここは障害がある、活発な市民参画協働に支障があるとか、よりよくこれを活性化するため参画協働を推進するため住民自治を推進するためにこういう規定をいれたらどうかというような直接なご意見があればもっと範囲を広げて検討しないといけないとはおもいますが、タイムスケジュール、当局からの諮詢の趣旨、これを踏まえるとすべてにおいてという訳ではないということが、私の率直な印象ですが、事務局のお考えはいかがでしょうか。</p>
事務局	委員長のほうで整理をしていただきましたとおり、基本は自治推進委員会から

	の答申を踏まえた見直し協議をしていただいて、ほかの条項にも影響するようなもの、今の条文が現状と合わないという点がありましたらそこも含めて、全体を見渡した上で見直しという形になります。時間的な制約もありますので、一条、一条、時間をとて見直すということはできませんので、まずは自治推進委員会からの答申の協議を中心にして、回りに波及していくというような論点、改正点を整理するという手法でいかせていただければと思います。
中川 委員長	はい、ありがとうございます。2回、3回目の本委員会の前、あるいは当日の改正の項目、見出し、その程度は事務局あるいは、委員会の委員長、副委員長と協議して提案をされるという形になりますでしょうか。 それとも自治推進委員会からの答申だけで、それをもとに委員の皆さん自由にご議論していただくという形になりますでしょうか。
事務局	委員会の進め方につきましては事前に委員長、副委員長とご相談をさせていただいた、整理させていただいた進めたいと思っております。
中川 委員長	そういうことでよろしいでしょうか。 他都市の自治基本条例の制定および見直し状況に関連して、今後の審議のスケジュールおよび各回の検討、審議項目内容につきまして、他になにかご質問などございますか。
緒方 委員	事柄が細かいのですが、答申の中でひとつお尋ねです。まちづくり懇話会への期待というのがありました。そこでは、懇話会の委員さんだけじゃなく、広く市民の声がとりあげられるような柔軟な制度をということが載っていますが、条例を読み碎きますと、あらゆるところにそれは多用できると思います。条文のそれぞれのなかで行政の立場、議会の立場、役割なのですけれどもそこでも言えますし、パブリックコメントもありますし、またオンブズマン制度もある。また、最後の29条、30条の参画から協働のための仕組み、いまコミュニティセンターへの対応とかあるのですが、これが提言に載るいきさつというか、載せざるをえなかった理由というか、条例上からいくと理解できるところかなと感じてしまったのですけど、これが第一番目に記載されたということは、もっと意見を言われた委員さんのなかでこれを言わざるをえなかった理由があられたのではないでしようか。
中川 委員長	今の質問についてご説明をお願いします。
事務局	まちづくりへの提言のまちづくり懇話会への期待の部分が一番上に記載されている理由ということでしょうか。 自治推進委員会でも会議の流れの中で、政令指定都市移行に伴う見直しに係る項目と内容というところに行きつきました。最初はどういった形で見ていくかという話から、まず大きな社会情勢の変化である政令指定都市移行に伴うものと、それ以外のものということで大きく分けて話が進んでいきました。その中で区の拠点性や今すでに動いている懇話会などが、政令市移行後のまちづくりの協議の中で大きな柱としてこのように出てきたものです。最終的には、区ごとのまちづ

	<p>くりと区のコミュニティのあり方というのが答申にあがったのですが、そういう協議の中で非常に重要な提言だと思われるものは条例改正に伴う答申とは別に報告書の中で記載をしておき、市としてどのように取り扱っていただけるのか、その後の市の動きもありますので、ぜひ載せておきたいということで、ここに記載をしております。なかでも市民参画、合意形成の場、協議の場としてのまちづくり懇話会についての思いが非常に委員の皆様強く、今の懇話会については、よりいっそう市民が中心となってやっていただきたいという期待をこめられまして提言の中に盛り込まれたという経過がございます。</p> <p>順番については、あまり議論はなかったのですが、基本的には先ほども言いましたように、政令市移行に関するものとその他と分けた結果、政令市移行に関するものが先に来たということが事実ですが、まちづくり懇話会へは自治推進委員会の委員の皆様も非常に高い期待をしていらっしゃるという現状でございます。</p>
中川 委員長	<p>ほかに何かありますでしょうか。 何もないようですので、本日の議事はこれで終了したいとおもいます。次回の日程について事務局の方でお願いします。</p>
事務局	<p>次回の開催については平成26年1月22日水曜日10時からを予定しております。開催場所等の詳しい内容につきましては後日文書にてお知らせさせていただきます。</p> <p>続きましては第三回の日程について調整させていただきたいと思います。</p> <p>第3回開催について事務局より日程案を提示</p> <p>日程の調整ができませんでしたので改めて調整をしたいと思います。メールにて連絡させていただきます。</p> <p>先ほども言いましたように第2回は1月22日の10時からでございます。 第3回につきましてはあらためて先ほどの期間の前後に調整をさせていただきたいと思います。</p>
中川 委員長	<p>事務局からもありましたように、第2回は1月22日ということになります。これですべての議題はおわりました。ありがとうございました。第2回の開催場所につきましては事務局のほうからご連絡をお願いします。</p> <p>皆様のご協力で5分前に終わることができました。ありがとうございました。 議事録につきましては、次回資料と一緒に事務局から送付していただくということでよろしくお願ひします。どうもご協力ありがとうございました。</p>